

看護職員需給見通しに関する検討会

第1回看護職員需給見通しに関する検討会	資料
平成26年12月1日	1

開催要綱

1. 趣旨

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図るなど就業者数の確保に努めることとされており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年毎に通算7回にわたり策定してきたところである。

第7次看護職員需給見通しは、医療ニーズの増大・高度化や看護の質の向上が求められていることなどを踏まえ、平成23年から平成27年までの5年間について策定したところである。その後、就業者数は増加し続けているが、全国ベースでみると、その数は各年の供給見通しを上回っているものの、需要見通しには達していない状況にある。

一方、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行などにより、今後、医療提供体制が大きな変動期を迎えることとなる。都道府県においては、平成27年度以降、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定し、医療計画に新たに盛り込むこととされている。看護職員確保対策についても、同法に基づき、看護師等免許保持者の届出制度や医療機関の勤務環境改善などの施策を行うこととしている。

これらを踏まえ、平成28年以降の看護職員需給見通しの策定の在り方や長期的な看護職員需給見通しの推計の在り方を検討するとともに、併せて、効果的な看護職員確保対策を検討するものである。

2. 検討課題

- (1) 看護職員需給見通しの策定
- (2) 長期的な看護職員需給見通しの推計
- (3) 看護職員確保対策の検討

3. 組織

- (1) 本検討会は、医政局長が参集する構成員（別紙参照）をもって構成する。
- (2) 本検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき等は、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

4. 秘密保持義務

構成員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 会議及び会議資料の公開

本検討会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合については、会議及び会議資料は非公開とする。

6. 議事録の公開

本検討会においては、原則として会議の議事録を作成し、各構成員の了承を得た上でこれを公開する。ただし、5. のただし書に該当する場合には、議事概要を公開する。

7. 事務局

本検討会に事務局を置き、事務局の庶務は、厚生労働省医政局総務課及び地域医療計画課等の関係課、労働基準局、職業安定局、職業能力開発局並びに老健局の協力を得て、医政局看護課が処理する。

8. 補則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮った上で定める。

(別紙)

「看護職員需給見通しに関する検討会」構成員

池西 静江	一般社団法人日本看護学校協議会副会長
上野 桂子	一般社団法人全国訪問看護事業協会副会長
太田 秀樹	一般社団法人全国在宅療養支援診療所連絡会事務局長
尾形 裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
神野 正博	公益社団法人全日本病院協会副会長
菊池 令子	公益社団法人日本看護協会副会長
小林 司	日本労働組合総連合会 生活福祉局 次長
小林 美亜	千葉大学医学部附属病院地域医療連携部特任准教授
古元 重和	千葉県保健医療担当部長
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
竹中 賢治	公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事
中出 みち代	公益社団法人地域医療振興協会山中温泉医療センター 副センター長
春山 早苗	自治医科大学看護学部長
伏見 清秀	東京医科歯科大学医療政策情報学教授
南 砂	読売新聞東京本社取締役調査研究本部長
森本 一美	市立岸和田市民病院 副院長・看護局長

(五十音順、敬称略)